

※統計調査依頼記事における

広告キャラクターの契約期限が

切れたため

ページの削除を行いました。

国民年金

こんなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者・被保険者は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生など)が、

■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

■結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員など)が、

■退職したとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

■退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

■本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。
必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。(注意ください。)

・**渋川年金事務所** (☎0279・22・1614)

事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和3年度の労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(令和2年度確定保険料、令和3年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)の年度更新手続きは、**6月1日(火)から7月12日(月)まで**にお願いいたします。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主さまへ送付されます。書類がお手元に届きましたら、期日までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

お願いいたします。

手続きが遅れると、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますので、ご留意ください。

●お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室(☎027-896-4734)、または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

シルバー人材センター講習会のお知らせ

●講習会名

「庭木剪定・刈払機講習(沼田会場)」

●日程及び会場

①刈払機部門

令和3年6月8日(火)

沼田薄根地区コミュニティーセンター

②庭木剪定部門

令和3年6月10日(木)・11日(金)

沼田市運動公園

●対象者

・60歳以上でシルバー人材センター入会希望者

・職種転換や就業を希望するシルバー人材センター会員

●定員 12名

●受講料 無料

●申し込み先

群馬県長寿社会づくり財団 シルバー連合事業グループ 育成事業係 ☎027-255-6400

●申し込み締切

令和3年5月24日(月)

※詳しくは高山村シルバー人材センターまでお問い合わせください。☎63-2075